

第121回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

前橋市本町二丁目12番6号
当行本店2階大会議室

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限



2026年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



2026年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

- お土産のご用意はございません。
- お手伝いが必要な方はスタッフまでお声掛けください。

株主各位

証券コード 8558
2026年6月9日

群馬県前橋市本町二丁目12番6号

株式会社東和銀行

代表取締役頭取 **江原 洋**

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）については、電子提供措置をとっておりますので、以下の当行ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト <https://www.towabank.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、サイト上部のメニューより「株主・投資家の皆さまへ」、「株式について」、「株主総会」の順にご選択いただきご確認ください）



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東和銀行」を入力、または「コード」に当行証券コード「8558」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます）



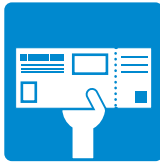
また、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、これらの方法により議決権を行使される株主さまは、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当行の指定する議決権サイト（<https://www.web54.net>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、**2026年6月24日（水曜日）午後5時**までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬具

1 日 時	2026年6月25日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	前橋市本町二丁目12番6号 当行本店2階大会議室
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第121期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件</p> <p>2. 第121期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<p>(1) 株主総会にご出席されない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p> <p>(2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、当行提案の議案については「賛」、株主提案の議案については「否」と表示があったものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(4) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って株主さまに対して交付する書面は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。</p> <p>①個別注記表 ②連結注記表</p>

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日会場スタッフは、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 当行役員及びスタッフは、体調を十分管理したうえで、必要に応じマスクを着用のうえ対応させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当行ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

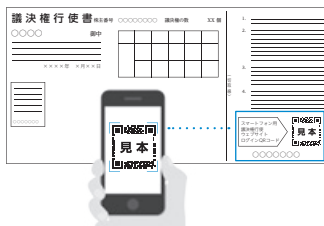


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

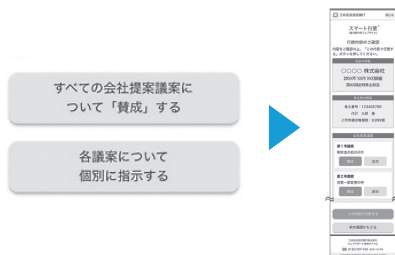
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

証券代行部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120 (652) 031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

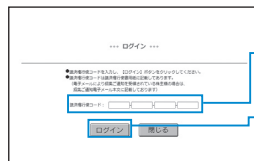
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

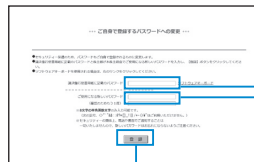
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第121期事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行と子会社及び子法人等2社により構成されており、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスの提供やその他業務（クレジットカード業務）を営んでおります。

(金融経済環境)

2025年度のわが国経済は、4月の米国の追加関税措置等の影響により、先行き不透明感が強まりましたが、7月に日米合意に至ったこと等により、不透明感は徐々に解消に向かいました。物価上昇や円安などの影響から、業種によって一部に弱めの動きがみられましたが、高水準の賃上げにより所得環境が改善したことで消費マインドが持ち直し、個人消費は底堅く推移し、また、省人化やDX化に向けた企業の設備投資姿勢は維持されるなど、内需が国内景気の下支えとなる中で国内景気は全体として緩やかな回復基調が続きました。

こうした動きに加え、名目GDPや年間の訪日外国人客数が過去最高を更新したことや、さらに政府による経済政策への期待感なども追い風となり、2026年2月には日経平均株価の終値が史上最高値を更新しました。

当行の主要営業エリアである群馬県・埼玉県の経済状況を見ると、輸送機械工業が盛んな地域であることを背景に、米国の追加関税措置が企業業績の下押し要因となりましたが、鉱工業生産の基調としては横ばい圏内の動きが続くとともに、内需が下支えとなって緩やかな持ち直しの動きが見られました。

金融を取り巻く環境は、2024年3月の金融緩和政策の解除以降、2024年7月、2025年1月と12月に日本銀行の金融政策決定会合において政策金利が引上げられるなど、大きく変化しました。今後も段階的な金利引上げが予想されており、経営環境は、一層変化していくものと見込まれます。

(企業集団の事業の経過及び成果)

当行は、パーパス「私たちは、地域のお客さまに寄り添い、ともに豊かな未来を創造します。」や、経営理念「役に立つ銀行」「信頼される銀行」「発展する銀行」のもと、中期経営計画「TOWA Future Plan I」（計画期2024年4月～2027年3月）に基づき、お客さまや地域社会をはじめとする、全てのステークホルダーの持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値向上を目指した取組みを行ってまいりました。

中期経営計画では具体的に4つの基本戦略「Ⅰ. TOWAお客様応援活動の強化・深化」、「Ⅱ. ビジネスモデルを支える態勢の強化」、「Ⅲ. ローコスト・オペレーションの確立」、「Ⅳ. 責任ある経営体制の確立」を打ち出し、基本戦略Ⅰをお客さまや地域に対してアウトプットする施策とし、基本戦略Ⅱ～Ⅳをアウトプットを加速させるための「土台」となる施策として位置付け取り組んでまいりました。

当連結会計年度の主な項目の実績は以下のとおりです。

<預金・預かり資産>

預金は、前年度末比153億円増加の2兆1,709億円となりました。

投資信託261億円、生命保険109億円、公共債54億円の販売・募集を行いました。

<貸出金>

貸出金は、前年度末比397億円増加の1兆6,464億円となりました。

事業性貸出先数は、前年度末比124先減少の15,158先となりました。

<基本戦略 I TOWAお客様応援活動の強化・深化>

当行のビジネスモデルの中核である「TOWAお客様応援活動」は、お客さまの売上増加や経営課題の解決を図る「真の資金繰り支援」、「本業支援」、「経営改善・事業再生支援」及び、お客さまの長期的な家計資産の増大を図る「資産形成支援」を大きな柱としております。

なお、「TOWAお客様応援活動」の具体的な取組みは以下のとおりです。

① 真の資金繰り支援

お客さまを取り巻く環境は、原材料価格の高騰等による経費負担の増加に加え、人手不足や後継者不足など、課題が多様化・複雑化しております。そのため、お客さまの置かれた状況に応じた、最適な支援が必要であることから、本事業年度は、当行がこれまで蓄積してきたノウハウを総動員し、お客さまが資金繰りを心配せずに事業に専念できる環境づくりを支援するため、「本支店一体での重点的な経営改善・事業再生支援」、「事業の成長に向けたスピーディな資金供給支援」、「本支店での重層アプローチによる事業課題の解決支援」の3つを柱として取り組んでまいりました。

② 本業支援

本業支援では、行内ビジネスマッチングや大手企業（工業系・食品系）との個別商談会の実施、ものづくり補助金や新事業進出補助金などの各種補助金申請支援、地元大学との共同研究開発支援のほか、新規役交流会の開催などの専門人材支援に取り組んでまいりました。また、昨年11月には前橋市の日本トーターグリーンドーム前橋において「第20回東和新生会ビジネス交流会」を開催し、栃木銀行・筑波銀行との三行連携の取組みとして、両行のお取引先企業にも出展いただくなど、地域や銀行間を跨いだ商談会といたしました。このほか、産学官金の取組みを促進するため、地元大学（群馬大学、埼玉大学、前橋工科大学、群馬パース大学、芝浦工業大学、高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部）の研究成果等に係るブースを出展いたしました。

③ 経営改善・事業再生支援

経営改善・事業再生支援では、経営改善計画の策定支援や経営指導などコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、お客さまの経営状況に合わせたソリューションを提供し、外部機関とも積極的に連携しながら、抜本的な経営改善・事業再生支援に取り組んでまいりました。

④ 資産形成支援

資産形成支援では、お客さまの金融資産（預金・投信・保険等）に係る預かり資産業務とともに、住宅や自動車等の資産取得に係る業務を資産形成支援と位置付け、お客さまのライフプランに係る業務をワンストップで支援してまいりました。

投資信託については、お客さまの金融資産の状況やご意向を把握した上で、「長期」「分散」「積立」を基本とし、少額から投資できる積立投信を中心として、お客さまへの支援に注力してまいりました。

また、2025年度には、お客さまの資産形成支援に特化した「リテールセンターぐんま」と「リテールセンター首都圏」を本格稼働させ、行員の専門性を高めることで、お客さまのニーズに沿った提案の質を高めてまいりました。

金融仲介業務では「東和銀行SBIマネープラザ」において、お客さまの多様な商品ニーズにお応えできる体制を整えております。

住宅ローンについては全6拠点あるマイホームセンター、目的ローン等については、ローンコールセンターを中心にお客さまに寄り添った支援を行ってまいりました。

2025年度中における支援活動実績は以下のとおりです。

お客様応援活動の取組状況

ビジネスマッチング	商談1,433件、取引成立362件
人材紹介マッチング	紹介165件、累計654件
新現役交流会	面談20社、成約6社8名
SDGs宣言書の策定支援	宣言先258先、累計845先
事業承継・M&A支援	コンサルティング契約35社（累計の契約社数118社）
東和新生会会員数	6,485社（東和飛翔クラブ659社）

経営改善・事業再生支援

中小企業活性化協議会との連携	19社
経営改善計画策定支援事業との連携	5社
保証協会経営サポート会議の活用	13社
外部専門家（コンサルタント等）との連携	37社

<基本戦略Ⅱ ビジネスモデルを支える態勢の強化>

「TOWAお客様応援活動」を中核とするビジネスモデルの持続可能性を一層高めるため、法人と個人を担当分離した本部機能の強化や、法人営業を中心とするなどの営業店涉外機能の強化、BPRによる業務効率化に取り組み、行員がお客さまの本業支援に専念できる態勢整備を図ってまいりました。

DXの推進では、生成AIを行内会議の議事録作成や、規程・事務手続きの問合せ対応などへの活用を開始しました。また、業務用スマートフォンを全行員へ貸与するとともに、固定電話の削減を実施し、電話取次業務の削減や行員間の円滑な連絡体制の構築により、生産性の向上に繋げております。

SDGs推進においてはCO₂排出量ネットゼロに向けた「脱炭素ロードマップ」に則り、全支店の契約電力を再生可能エネルギー由来の電源へ切り換え、営業店の更新や改修時はZEB化等の環境に配慮した店舗としております。当行は2031年3月末までに気候変動を含むサステナビリティに関連した投融資目標として3,000億円を掲げており、2025年度末までの実績累計は1,456億円となっております。

<基本戦略Ⅲ ローコスト・オペレーションの確立>

効率的な店舗運営のため、店舗体制の整備や店舗業務改革を実施し、効率的な業務運営を図ってまいりました。

本事業年度の具体的な施策としては、営業店の特化店化による店舗チャンネルの見直しを実施し、環境配慮型店舗への建替えを進めています。このほか、営業店の業務改革として、2024年度に導入したクイックカウンターを本格稼働させ、一人の行員が複数業務を担当する店頭体制を実現し、生産性の向上を図りました。

<基本戦略Ⅳ 責任ある経営体制の確立>

「リスク管理の基本方針」や「統合リスク管理規程」に基づき、管理対象とするリスクを特定するとともに、各種リスクを統合的に管理する体制を整備しており、リスク管理の実効性確保と強化に努めてまいりました。

また、ガバナンスの強化を当行のビジネスモデルを支える土台と捉えており、最重要課題として取り組んでおりま

<損益状況>

当連結会計年度の経常利益は運用サイドのポートフォリオを積極的に入れ替えたことに伴い国債等債券売却損を計上した結果、△298億円、親会社株主に帰属する当期純利益は△244億円となりました。

なお、単体コア業務純益は88億円を計上し、経常利益は△298億円、当期純利益は△245億円となりました。

<金融再生法開示債権比率>（単体）

金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.14ポイント低下し2.38%となりました。

<自己資本比率>

連結自己資本比率は、前年度末比3.03ポイント低下し6.72%となりました。

（企業集団の対処すべき課題）

地域のお客さまを取り巻く環境は、金利の上昇や原材料価格の高騰、価格転嫁の遅れ等厳しく、お客さまの課題は、事業承継、デジタル化対応など多様化・高度化しており、地域金融機関には課題を解決するための支援が求められております。

このような中、当行はパーパス「私たちは、地域のお客さまに寄り添い、ともに豊かな未来を創造します。」を実践し、ビジネスモデルである「TOWAお客様応援活動」に着実に取り組み、諸課題を解決することで地域のお客さまの企業価値向上と、地域経済の活性化を目指してまいります。

当行は2025年度、国内政策金利の引上げ等を背景とし、収益力の向上と金利リスクの低減を図るため、その他有価証券の一部を売却するとともに、運用サイドのポートフォリオの見直しを行いました。今後は、約2,000億円の有価証券売却資金を貸出金の増加や有価証券の再投資に振り向けることによって、資金利益が大きく向上すると見込んでおります。

また、将来を見据えたDXによる業務改革や店舗体制の更なる見直しなどのローコスト・オペレーションの確立などにも引き続き、取り組んでまいります。更に、人的資本の高度化に向けて、働きがいや高い意欲をもって行員が成長できる環境構築を目指し、人財を資本として捉える人的資本経営を進め、お客さまへのサービスを更に向上させることで当行の収益力向上を図ってまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
連結経常収益	33,513	34,138	37,815	43,504
連結経常利益	3,987	4,335	6,389	△29,837
親会社株主に帰属する当期純利益	4,094	3,530	4,520	△24,499
連結包括利益	△6,445	1,989	△9,499	1,619
連結純資産額	117,688	118,605	91,171	90,535
連結総資産	2,390,395	2,405,654	2,382,753	2,416,250

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	2,145,580	2,153,415	2,156,325	2,171,822
定期性預金	889,685	826,816	772,245	815,438
その他	1,255,895	1,326,599	1,384,079	1,356,383
貸出金	1,564,847	1,579,511	1,609,244	1,649,022
個人向け	371,296	373,862	375,843	389,802
中小企業向け	827,533	841,081	870,510	890,486
その他	366,017	364,568	362,891	368,733
商品有価証券	0	—	—	—
有価証券	568,672	557,330	535,059	411,337
国債	63,312	49,573	47,117	85,146
その他	505,359	507,756	487,941	326,190
総資産	2,381,584	2,395,194	2,372,938	2,403,798
内国為替取扱高	7,957,695	8,603,358	8,789,636	9,386,445
外国為替取扱高	百万ドル 508	百万ドル 372	百万ドル 328	百万ドル 291
経常利益	3,951	4,307	6,373	△29,892
当期純利益	4,070	3,510	4,502	△24,533
1株当たり当期純利益	円 銭 104 91	円 銭 89 30	円 銭 121 86	円 銭 △688 13

(注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の普通株式の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	1,207人	20人	5人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 使用人数は、就業者ベースで記載しております。

ロ. 当行の状況

	当年度末
使用人数	1,207人
平均年齢	40年6月
平均勤続年数	16年11月
平均給与月額	429千円

- (注) 1. 使用人数には、受入出向者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 使用人数は就業者ベースで記載しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額です。なお、受入出向者に対する給与等を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 営業所数

	主要な営業所等
群馬県	本店営業部、太田支店、高崎支店、ほか36店
埼玉県	東松山支店、川越支店、所沢支店、ほか38店
東京都	東京支店、ほか7店
栃木県	足利支店、ほか2店

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を75カ所設置しております。
2. 群馬県の営業所数の中にインターネット支店（1カ店）及び振込専用支店（2カ店）を含んでおります。

(ロ) 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ロ. リース業

会社名	主要な営業所等
東和銀リース株式会社	本社（群馬県前橋市）、首都圏営業部（埼玉県上尾市）

ハ. その他事業

会社名	主要な営業所等
東和カード株式会社	本社（群馬県前橋市）

(5) 企業集団の設備投資の状況**イ. 設備投資の総額**

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	2,874
リース業	18
その他事業	0
合 計	2,892

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	イントラパソコンの更新	193
	ATMの更新	124
	企業審査システムの更新	80

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況**イ. 親会社の状況**

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
東和カード株式会社	前橋市本町二丁目14番8号	クレジットカード業務	百万円 50	% 47.05	—
東和銀リース株式会社	前橋市本町二丁目14番8号	リース業務	百万円 100	% 50.00	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 連結対象の子会社及び子法人等は2社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. セブン銀行等との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金、残高照会のサービスを行っております。
6. 栃木銀行及び筑波銀行と地域経済活性化に向けた「広域連携協定」を締結し、地域の魅力を高め、産業の育成や雇用の創出による地域経済の活性化に資する活動を行っております。
7. 群馬県及び群馬銀行と連携し、ぐんまの持続的な発展を実現することを目指す「ぐんまの未来共創宣言」に署名し、県の交流人口増加や女性・若者の活躍、スタートアップ企業の支援などに取り組んでおります。
8. SBIホールディングスと戦略的業務提携を締結し、共同ファンド設立による資本性資金等の提供や、お客さまの事業のDX化支援、個人のお客さまの安定的な資産形成支援を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

特に記すべき事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記すべき事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

2026年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
江原 洋	代表取締役頭取執行役員	—	—
北爪 功	代表取締役副頭取執行役員 人事部、監査部、 コンプライアンス統括部、 証券業務（内部管理統括責任者）	—	—
鈴木 信一郎	取締役専務執行役員 事務統括システム部、事務集中部、 金融犯罪対策部、コンサルティング部（副担当）	—	—
岡部 晋	取締役常務執行役員 総合企画部、総務部、財務経理部	東和カード株式会社 取締役 東和銀リース株式会社 取締役	—
水口 剛	取締役（社外取締役）	高崎経済大学 学長・副理事長	—
齊藤 三希子	取締役（社外取締役）	エスエムオー株式会社 代表取締役 株式会社バルカー 社外取締役 株式会社ハイデイ日高 社外取締役	—
櫻井 裕之	常勤監査役	—	—
櫻田 宣之	常勤監査役	—	—
加藤 真一	監査役（社外監査役）	税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士	—
齋藤 純子	監査役（社外監査役）	齋藤純子税理士事務所 代表	—

- (注) 1. 2025年6月26日開催の第120回定時株主総会における就任、総会終結時の退任（辞任）
 再任 取締役 江原洋、北爪功、鈴木信一郎、岡部晋、水口剛（非常勤、社外取締役）、丸山彬（非常勤、社外取締役）
 新任 取締役 齊藤三希子（非常勤 社外取締役）
 監査役 櫻井裕之
 退任 取締役 櫻井裕之、大西利佳子（非常勤 社外取締役）
 辞任 監査役 橋本政美
2. 丸山彬氏については、2025年12月12日付で社外取締役を辞任により退任しております。退任時の兼職は丸山法律事務所副所長であり、当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。
3. 取締役水口剛氏及び齊藤三希子氏、監査役加藤真一氏及び齋藤純子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
4. 監査役加藤真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役齋藤純子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数 (名)	固定報酬 (百万円)	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック・オプション) (百万円)	報酬等合計 (百万円)
取締役	9	107	21	128
監査役	5	40	—	40
計	14	148	21	169

- (注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2025年6月26日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名、また、2025年12月12日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
3. 非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）の内容
- ア. 社外取締役を除く取締役に割り当てる。
- イ. 新株予約権の総数10,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する数の上限とする。
- ウ. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数は10株とする。
- エ. 新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額とする。新株予約権の割当を受けたものに対し、払込金額と同額の報酬を付与し、払込金額の払込みは、当該報酬債権との相殺によって行う。
- オ. 新株予約権個数は役職別別の配分とする。新株予約権は各事業年度の定時株主総会の日から1年以内に割り当てる。割当日は毎年一定の時期とし、取締役会にて決定する。
- カ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円として、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- キ. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から25年以内で、当行取締役会が定める期間とする。
- ク. 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権は、上記キ.の期間内において、当行の取締役および執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ケ. 新株予約権の取得条項
- A. 当行は以下の①から⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）
 - ②当行が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
 - ③当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）
 - ④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- B. 当行は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当行取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- コ. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

4. 取締役の報酬等には、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションによる報酬額21百万円を含んでおります。
5. 役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は、以下のとおりであります。
- 取締役 報酬月額 25百万円以内（1988年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役の員数：15名）
 監査役 報酬月額 8百万円以内（1994年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の監査役の員数：3名）
 取締役（社外取締役を除く） 株式報酬型ストック・オプション年額 60百万円以内
 （2021年6月24日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数：4名）
6. 「取締役の報酬に関する方針」について
- ア. 当該方針は、2021年2月19日取締役会にて決定いたしました。
- イ. 内容の概要について
- ・取締役の個人別報酬等（非金銭報酬を除く）の額の決定に関する方針
 取締役の固定報酬は、役割や責任に応じて決定する。固定報酬は月次で支給する。
 - ・非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）については上記3. 参照。
 - ・固定報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合について
 固定報酬は一定であるが、株式報酬型ストック・オプションである非金銭報酬は、割当日において算定された公正価額を基準として決定する。
 固定報酬は約8割、株式報酬型ストック・オプションは約2割を目安とする。
 - ・個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 個人別報酬（ストック・オプションを含む）に関する事項は、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会で審議し、取締役会で決定する。
- ウ. 上記内容を踏まえて取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
水 口 剛	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
齊 藤 三希子	
加 藤 真 一	
齋 藤 純 子	

(注) 2025年12月12日付で社外取締役を退任した丸山彬氏についても、同様の契約を締結しておりました。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	保険契約の内容の概要
当行取締役、監査役及び執行役員	当行は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等には、補填されない等、一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
水 口 剛 (取締役)	高崎経済大学 学長・副理事長
齊 藤 三希子 (取締役)	エスエムオー株式会社 代表取締役 株式会社バルカー 社外取締役 株式会社ハイデイ日高 社外取締役
加 藤 真 一 (監査役)	税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士
齋 藤 純 子 (監査役)	齋藤純子税理士事務所 代表

- (注) 1. 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。
2. 丸山彬氏については、2025年12月12日付で社外取締役を辞任により退任しております。退任時の兼職は丸山法律事務所副所長であり、当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会 監査役会 出席回数	取締役会・監査役会における発言の状況・当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
水 口 剛 (取締役)	6年9月 (2019年6月26日就任)	取締役会 14回/15回	当期中に開催された取締役会15回のうち14回出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行っております。特に専門的な見地であるESG地域金融やサステナブルファイナンスなどの観点から様々な助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性強化において、適切な役割を果たしております。
丸 山 彬 (取締役)	1年6月 (2024年6月27日就任)	取締役会 9回/9回	2025年12月12日退任までに開催された全ての取締役会に出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行ってまいりました。弁護士として高い見識及び法務全般に関する専門的知見を有しており、特に企業法務、金融法務に関する専門的知見により、様々な助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性強化において、適切な役割を果たしてまいりました。
齋 藤 三希子 (取締役)	9月 (2025年6月26日就任)	取締役会 12回/12回	就任後に開催された全ての取締役会に出席し、多くの議案に関し、客観的、中立的な立場から意見・提言を行っております。特に、「パーパス」を起点とした「パーパス・ブランディング」に関する専門的知見により、様々な助言や課題提起を行うなど、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性強化において、適切な役割を果たしております。
加 藤 真 一 (監査役)	11年9月 (2014年6月26日就任)	取締役会 15回/15回 監査役会 14回/14回	当期中に開催された全ての監査役会に出席し、社外監査役として、常勤監査役から報告を受け、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。当期中に開催された全ての取締役会に出席し、特に公認会計士として専門的な見地から、的確な助言・提言を行っております。
齋 藤 純 子 (監査役)	3年9月 (2022年6月29日就任)	取締役会 15回/15回 監査役会 14回/14回	当期中に開催された全ての監査役会に出席し、社外監査役として、常勤監査役から報告を受け、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。当期中に開催された全ての取締役会に出席し、特に税理士として専門的な見地から、的確な助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等
報酬などの合計	6	23	該当事項はありません

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 130,000千株

発行済株式の総数 35,775千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 普通株式の発行済株式の総数は、自己株式339千株を含んでおります。

(2) 当年度末株主数 17,089名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,398	12.41
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,191	6.18
東和銀行従業員持株会	925	2.61
MURAKAMI TAKATERU	528	1.49
JP MORGAN CHASE BANK 385781	477	1.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	457	1.29
社会福祉法人広聖会	431	1.21
関東建設工業株式会社	411	1.16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	402	1.13
株式会社群馬銀行	394	1.11

- (注) 1. 大株主は、上位10名の状況を表示しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第2回株式報酬型新株予約権	1名
	②新株予約権の割当日	2011年8月12日	
	③新株予約権の数	328個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式3,280株	
	⑤新株予約権の行使期間	2011年8月13日から2036年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第3回株式報酬型新株予約権	1名
	②新株予約権の割当日	2012年8月3日	
	③新株予約権の数	439個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式4,390株	
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月4日から2037年8月3日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第4回株式報酬型新株予約権	1名
	②新株予約権の割当日	2013年8月2日	
	③新株予約権の数	480個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式4,800株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月3日から2038年8月2日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第5回株式報酬型新株予約権	1名
	②新株予約権の割当日	2014年8月6日	
	③新株予約権の数	460個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式4,600株	
	⑤新株予約権の行使期間	2014年8月7日から2039年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第6回株式報酬型新株予約権	1名
	②新株予約権の割当日	2015年8月6日	
	③新株予約権の数	373個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式3,730株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月7日から2040年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第7回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	2016年8月12日	
	③新株予約権の数	907個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式9,070株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月13日から2041年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第8回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	2017年8月10日	
	③新株予約権の数	643個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式6,430株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月11日から2042年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第9回株式報酬型新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	2018年8月10日	
	③新株予約権の数	884個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式8,840株	
	⑤新株予約権の行使期間	2018年8月11日から2043年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第10回株式報酬型新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	2019年8月9日	
	③新株予約権の数	1,588個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式15,880株	
	⑤新株予約権の行使期間	2019年8月10日から2044年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第11回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	2020年8月13日	
	③新株予約権の数	3,115個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式31,150株	
	⑤新株予約権の行使期間	2020年8月14日から2045年8月13日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第12回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	2021年8月10日	
	③新株予約権の数	3,719個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式37,190株	
	⑤新株予約権の行使期間	2021年8月11日から2046年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
①名称	第13回株式報酬型新株予約権	4名	
②新株予約権の割当日	2022年8月9日		
③新株予約権の数	3,821個		
④目的となる株式の種類及び数	普通株式38,210株		
⑤新株予約権の行使期間	2022年8月10日から2047年8月9日まで		
⑥権利行使価額（1株当たり）	1円		
⑦権利行使についての条件	(注)		

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第14回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	2023年8月10日	
	③新株予約権の数	3,808個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式38,080株	
	⑤新株予約権の行使期間	2023年8月11日から2048年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第15回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	2024年8月9日	
	③新株予約権の数	3,208個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式32,080株	
	⑤新株予約権の行使期間	2024年8月10日から2049年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第16回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	2025年8月8日	
	③新株予約権の数	3,046個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式30,460株	
	⑤新株予約権の行使期間	2025年8月9日から2050年8月8日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 交付した者の人数
当行の 執行役員	①名称	第16回株式報酬型新株予約権	9名
	②新株予約権の割当日	2025年8月8日	
	③新株予約権の数	4,640個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式46,400株	
	⑤新株予約権の行使期間	2025年8月9日から2050年8月8日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
子会社及び子法人等 の会社役員及び 使用人	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 小林尚明 指定有限責任社員 大辻竜太郎	70	—

- (注) 1. 当行及び子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は70百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当と認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(業務の適正を確保する体制の概要)

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理及びそれを具体的に担保するための態勢を構築し、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行います。
- ② 取締役は、業務執行にあたり、善良なる管理者の注意義務及び忠実義務を果たします。
- ③ 取締役は、優れた遵法精神と高い倫理観をもって率先垂範して法令等の遵守に取り組むことといたします。
- ④ 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしております。
- ⑤ 事業年度毎に、取締役会においてコンプライアンス実践計画を策定するとともに経営方針においてコンプライアンスに関する基本方針を決定しております。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。
- ⑧ 取締役、執行役員を選解任や報酬等の重要案件の検討にあたり、議案内容に関する適切性の検証を行うため、社外取締役及び代表権のある取締役で構成する「指名報酬委員会」で審議し、助言・提言を得ております。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に従い適切に保存及び管理しております。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統一的なリスクの管理体制を確立するために、統合リスク管理規程及びリスク管理の基本方針により、リスクカテゴリー毎の管理部署等を定めるとともに総合企画部をリスク管理統括部署と定め、統合的な管理を行っております。

- ② 監査部は、各リスク管理部署の管理の適切性について、独立した立場から監査を実施しております。
- ③ 大規模災害などの不測の事態を想定した「業務継続計画規程」を策定し、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築しております。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って適時・適正な業務執行を行っております。
- ② 取締役会においては、決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ③ 監査部は、本部各部の業務運営が本部業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が使用人の職務執行を監督するにあたり、法令等遵守が最優先であることを常に強調し、使用人のコンプライアンス・マインドを涵養いたします。
- ② 法令遵守の手引き（取締役会付議）を策定し、全員に配付するとともに、研修・会議を通じて法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ③ 事業年度毎にコンプライアンス実践計画を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を置くとともに、本部各部及び全営業店にコンプライアンス責任者を配置しております。また、本部各セクションの横断的組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題が生じた場合の改善を図っており、また、防止策、対応策の検討を行っております。
- ⑤ マネーロンダリング、テロ資金供与や、多様化する金融犯罪に対する部署として、金融犯罪対策部を置き、金融犯罪の防止に向けた内部体制を強化しております。また、反社会的勢力に対する統括部署として、金融犯罪対策部に反社会的取引監視室を置くとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑥ 監査部は、本部各部及び営業店において法令・行内規程を遵守した業務が行われるよう独立した立場から監査を実施しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ① 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項等については、事前協議、事前報告を求めています。
- ② 当行において、当行及び子会社の取締役等が出席する子会社情報交換会を年1回開催しており、子会社の取締役（代表者）から、営業状況、決算見込、今後の見通し等について報告を求めています。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行の定める子会社等管理規程、リスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況について適切に管理するとともに、業務継続に係る緊急事態が発生した場合の報告体制等を整えています。
- ② 当行の定めるリスク管理基本方針等に準拠し、子会社において「リスク管理規程」を定め、リスクを総合的に管理する体制を整えています。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行の取締役会規程に準拠し、子会社において取締役会規程を定め、取締役会にて決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の当行に対する事前協議事項、事前報告事項、事後報告事項、緊急報告事項等を規定しております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会を設置、監査役を選任しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程に基づき、子会社の重要な業務執行の決定については、当行の所管部署においてその適正について管理するとともに、業務の状況について適時に報告を受けております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

- ④ 当行において、子会社の取締役等に対し、年1回コンプライアンス研修会を実施しており、当行所管部より、個人情報管理、反社会的勢力との関係遮断、利益相反管理他、法令等遵守に係る重要事項について徹底しております。
- ⑤ 当行の定める各種管理規程に準拠し、子会社において「コンプライアンス規程」「個人情報管理規程」「公益通報規程」等を定め、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えております。

(10) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役室を設置し、補助者を配置することとしております。

(11) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うこととしております。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務に関し、代表取締役の指揮命令から独立し、その人員・任命・解雇・配転等の人事異動については、予め監査役の同意を得た上で取締役会等が決定することとしております。

(12) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る当行の取締役及び使用人等の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会等の経営の重要会議に出席するとともに、支店長会議等の会議・報告会にも出席し、業務執行の決定や状況報告を受ける体制をとっております。
- ③ 当行は、法令違反行為等に関し、当行の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

(13) 当行子会社の取締役及び使用人等が当行監査役に報告するための体制

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る子会社の取締役及び使用人等の当行の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 当行は、法令違反行為等に関し、子会社等の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

(14) 前号の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の定める内部通報制度において、当行及び子会社等の報告者が、当該報告等を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを規定し、周知徹底しております。

(15) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、必要に応じ、予算外の費用等を支弁する体制を整えております。

(16) その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会・支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。
- ② 監査役が、当行及び子会社の取締役等との定期的な面談や営業店への臨店を通し、情報の収集や使用人との意思疎通を図ることができるよう体制を整備しております。

(業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

全取締役の総意として宣言した、法令等遵守態勢や社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の確立等を内容とする「取締役業務執行宣言」に基づき、取締役が全員対等な立場で発言し、実質的かつ活発な論議を行うことにより、取締役会を業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督のための開かれた意思決定機関としております。

- ① 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしており、本事業年度においては、取締役会（本事業年度は15回開催）に出席し、取締役会に対する監督・牽制機能を発揮しております。
- ② 事業年度毎に経営方針、コンプライアンス実践計画を策定（本事業年度は「2025年度経営方針」「2025年度コンプライアンス実践計画」）し、当該事業年度に実施する諸施策と併せ、法令等遵守に係る経営姿勢を明確にし、コンプライアンス体制の徹底を図っております。

- ③ 「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しているほか、「反社会的勢力等との取引防止規程」等に基づき、本事業年度においては、反社会的取引対策委員会を4回開催し、反社会的勢力等に係る対応策等の協議を行うなど、内部管理態勢の強化を図っております。
- ④ 「指名報酬委員会規程」に基づき、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会を本事業年度において2回開催し、取締役の選解任や報酬等の重要議案の検討にあたり、議案内容に関する適切性の検証を行うなど、取締役会の経営監督機能の強化を図っております。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」に基づき、取締役会等の議事録や会議資料等の職務執行に係る情報について、適切な保存・管理を実施しております。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「統合リスク管理規程」や「リスク管理の基本方針」等に基づき、統合的なリスク管理、カテゴリー毎のリスク管理を実施するとともに、毎月1回資金管理部会（常務会）を開催（本事業年度は12回開催）し、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っております。
- ② 「業務継続計画規程」等に基づき、本事業年度においては、安否確認システムを活用した行員の安否確認訓練や本部棟・情報センターにおける消防訓練、システム障害やサイバー攻撃等を想定した訓練を定期的を実施するなど、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えております。
- ③ 監査部は、リスク管理部署も含めた本部各部及び営業店等の業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っており、本事業年度においては、本部延べ43部署、営業店延べ112支店、関連子会社延べ3社、東和銀行SBIマネープラザ1支店にて監査を実施しております。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、「取締役会規程」「常務会規程」等において、取締役会と常務会との適正な業務分掌等についての定めを置いており、意思決定の効率化・迅速化を図っております。本事業年度においては、取締役会を15回、常務会を59回開催しております。

また、当行では、取締役会が適切に機能しているかを検証するために、社内および社外取締役・監査役全員を対象としたアンケート（無記名方式）を、年に1回実施することで、取締役会の実効性を評価しております。取締役会では、評価における課題について議論を行い、改善を図ることで、さらなる取締役会の実効性の向上に取り組んでおります。

(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する行内ルール等を取りまとめた「法令遵守の手引き」を全行員に配付し、各種研修や会議等での徹底により、行員の法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ② 「公益通報規程」に基づき、社内（コンプライアンス統括部）及び社外（顧問弁護士事務所）に通報窓口を設けるとともに、当行の監査役への通報も同規程の対象とし、法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。
- ③ コンプライアンス基本事項の徹底や事務事故の再発防止態勢の強化、反社会的勢力に対する取組みの強化等を内容とした「2025年度コンプライアンス実践計画」を策定・実施し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ 原則毎月1回開催しているコンプライアンス委員会について、本事業年度においては12回開催し、法令等遵守に係る諸問題の解決や改善、対応策等の協議を行っております。

(6) 子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行の定める「子会社等管理規程」「リスク管理基本方針」等に基づき、当行への定期的な情報報告や重要事項等の事前協議、事前報告を求めるとともに、子会社のリスク管理状況について適切に監視しております。
- ② 事業年度毎に、当行において、子会社取締役等との情報交換会や子会社取締役等へのコンプライアンス研修を実施（本事業年度は各1回の開催）しております。
- ③ 当行の定める「公益通報規程」において、子会社等の役職員も同規程の対象者（通報者、相談者）に含め、子会社等における法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。

(7) 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 監査役の求めに応じ、2007年11月より監査役室を設置し、専従の補助者1名を配置しております。
- ② 監査役は取締役会（本事業年度は15回開催）に、常勤監査役はさらに常務会（同59回開催）や支店長会議（同3回開催）等、経営の重要会議や報告会に出席し、必要に応じ意見具申するなど、経営陣に対する監督・牽制機能を発揮しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	281,491
コールローン及び買入手形	607
金銭の信託	1,000
有価証券	411,313
貸出金	1,646,482
外国為替	1,032
その他資産	37,763
有形固定資産	23,770
建物	6,504
土地	15,073
リース資産	63
建設仮勘定	187
その他の有形固定資産	1,942
無形固定資産	2,796
ソフトウェア	2,479
その他の無形固定資産	317
退職給付に係る資産	8,511
繰延税金資産	6,268
支払承諾見返	2,873
貸倒引当金	△ 7,661
資産の部合計	2,416,250

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,170,932
借入金	140,300
外国為替	137
その他負債	8,216
賞与引当金	485
退職給付に係る負債	50
役員退職慰労引当金	2
睡眠預金払戻損失引当金	68
偶発損失引当金	692
繰延税金負債	11
再評価に係る繰延税金負債	1,945
支払承諾	2,873
負債の部合計	2,325,715
(純資産の部)	
資本金	38,653
資本剰余金	17,502
利益剰余金	32,642
自己株式	△ 228
株主資本合計	88,570
その他有価証券評価差額金	△ 4,353
土地再評価差額金	1,895
退職給付に係る調整累計額	3,638
その他の包括利益累計額合計	1,180
新株予約権	248
非支配株主持分	535
純資産の部合計	90,535
負債及び純資産の部合計	2,416,250

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		43,504
資金運用収益	31,401	
貸出金利息	24,050	
有価証券利息配当金	6,512	
コールローン利息及び買入手形利息	21	
預け金利息	815	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	7,260	
その他業務収益	68	
その他経常収益	4,774	
償却債権取立益	1,094	
その他の経常収益	3,679	
経常費用		73,342
資金調達費用	4,674	
預金利息	4,403	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	269	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	3,955	
その他業務費用	37,147	
営業経費	21,314	
その他経常費用	6,251	
貸倒引当金繰入額	1,868	
その他の経常費用	4,382	
経常損失		29,837
特別利益		1,691
固定資産処分益	1,691	
特別損失		307
固定資産処分損	21	
減損損失	285	
税金等調整前当期純損失		28,452
法人税、住民税及び事業税	83	
法人税等調整額	△ 4,058	
法人税等合計		△ 3,974
当期純損失		24,478
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純損失		24,499

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,653	17,500	59,241	△ 284	115,111
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△ 1,286	－	△ 1,286
親会社株主に帰属する 当期純損失	－	－	△ 24,499	－	△ 24,499
自己株式の処分	－	△ 0	－	57	57
自己株式の消却	－	△ 999	－	999	－
自己株式の取得	－	－	－	△ 1,001	△ 1,001
土地再評価差額金の取崩	－	－	187	－	187
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	－	2	－	－	2
利益剰余金から資本 剰余金への振替	－	1,000	△ 1,000	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	2	△ 26,598	56	△ 26,540
当期末残高	38,653	17,502	32,642	△ 228	88,570

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△ 28,336	2,082	1,525	△ 24,727	256	531	91,171
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△ 1,286
親会社株主に帰属する 当期純損失	－	－	－	－	－	－	△ 24,499
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	57
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△ 1,001
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	187
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－	2
利益剰余金から資本 剰余金への振替	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	23,983	△ 187	2,112	25,908	△ 8	4	25,904
当期変動額合計	23,983	△ 187	2,112	25,908	△ 8	4	△ 635
当期末残高	△ 4,353	1,895	3,638	1,180	248	535	90,535

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	281,420
現金	48,207
預け金	233,213
コールローン	607
金銭の信託	1,000
有価証券	411,337
国債	85,146
地方債	63,614
社債	102,463
株式	18,670
その他の証券	141,442
貸出金	1,649,022
割引手形	1,680
手形貸付	10,239
証書貸付	1,504,327
当座貸越	132,775
外国為替	1,032
外国他店預け	1,006
買入外国為替	26
その他資産	26,447
未決済為替貸	288
未収収益	1,753
金融派生商品	0
その他の資産	24,406
有形固定資産	23,669
建物	6,503
土地	15,073
リース資産	18
建設仮勘定	187
その他の有形固定資産	1,887
無形固定資産	2,782
ソフトウェア	2,467
その他の無形固定資産	315
前払年金費用	3,211
繰延税金資産	7,928
支払承諾見返	2,873
貸倒引当金	△ 7,534
資産の部合計	2,403,798

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,171,822
当座預金	80,214
普通預金	1,237,942
貯蓄預金	14,605
通知預金	5,988
定期預金	802,642
定期積金	12,796
その他の預金	17,632
借入金	134,200
借入金	134,200
外国為替	137
売渡外国為替	2
未払外国為替	135
その他負債	5,846
未決済為替借	188
未払法人税等	161
未払費用	2,942
前受収益	729
給付補填備金	7
金融派生商品	0
リース債務	19
資産除去債務	256
その他の負債	1,542
賞与引当金	477
睡眠預金払戻損失引当金	68
偶発損失引当金	692
再評価に係る繰延税金負債	1,945
支払承諾	2,873
負債の部合計	2,318,064
(純資産の部)	
資本金	38,653
資本剰余金	17,500
資本準備金	17,500
利益剰余金	32,018
利益準備金	4,196
その他利益剰余金	27,822
繰越利益剰余金	27,822
自己株式	△ 228
株主資本合計	87,943
その他有価証券評価差額金	△ 4,353
土地再評価差額金	1,895
評価・換算差額等合計	△ 2,458
新株予約権	248
純資産の部合計	85,734
負債及び純資産の部合計	2,403,798

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		39,634
資金運用収益	31,399	
貸出金利息	24,050	
有価証券利息配当金	6,510	
コールローン利息	21	
預け金利息	814	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	6,604	
受入為替手数料	1,162	
その他の役務収益	5,441	
その他業務収益	68	
外国為替売買益	45	
国債等債券売却益	22	
その他経常収益	1,561	
償却債権取立益	1,080	
株式等売却益	354	
金銭の信託運用益	1	
その他の経常収益	124	
経常費用		69,526
資金調達費用	4,593	
預金利息	4,403	
コールマネー利息	0	
借入金利息	188	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	3,570	
支払為替手数料	123	
その他の役務費用	3,447	
その他業務費用	37,147	
国債等債券売却損	37,147	
営業経費	20,742	
その他経常費用	3,472	
貸倒引当金繰入額	1,872	
貸出金償却	954	
株式等償却	151	
その他の経常費用	493	
経常損失		29,892
特別利益		1,691
固定資産処分益	1,691	
特別損失		307
固定資産処分損	21	
減損損失	285	
税引前当期純損失		28,508
法人税、住民税及び事業税	83	
法人税等調整額	△ 4,058	
法人税等合計		△ 3,974
当期純損失		24,533

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	38,653	17,500	-	17,500	3,938	54,712	58,650	△ 284	114,520
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 1,286	△ 1,286	-	△ 1,286
利益準備金の積立	-	-	-	-	257	△ 257	-	-	-
当期純損失	-	-	-	-	-	△ 24,533	△ 24,533	-	△ 24,533
自己株式の処分	-	-	△ 0	△ 0	-	-	-	57	57
自己株式の消却	-	-	△ 999	△ 999	-	-	-	999	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△ 1,001	△ 1,001
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	187	187	-	187
利益剰余金から 資本剰余金への振替	-	-	1,000	1,000	-	△ 1,000	△ 1,000	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	257	△ 26,889	△ 26,632	56	△ 26,576
当期末残高	38,653	17,500	-	17,500	4,196	27,822	32,018	△ 228	87,943

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 28,334	2,082	△ 26,251	256	88,525
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 1,286
利益準備金の積立	-	-	-	-	-
当期純損失	-	-	-	-	△ 24,533
自己株式の処分	-	-	-	-	57
自己株式の消却	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	△ 1,001
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	187
利益剰余金から 資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	23,981	△ 187	23,793	△ 8	23,785
当期変動額合計	23,981	△ 187	23,793	△ 8	△ 2,791
当期末残高	△ 4,353	1,895	△ 2,458	248	85,734

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 東和銀行
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 小林 尚明
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 大辻 竜太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東和銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 東和銀行
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 小林 尚明

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 大辻 竜太郎

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東和銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び適用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び適用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

株式会社 東和銀行 監査役会

常勤監査役 櫻井裕之[㊞]
常勤監査役 櫻田宣之[㊞]
監査役 加藤真一[㊞]
監査役 齋藤純子[㊞]

(注) 監査役加藤真一及び監査役齋藤純子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当（第121期期末配当）に関する事項

剰余金の配当につきましては、地域金融機関としての公共的使命を踏まえ、健全な経営体制の維持と内部留保の充実に努めることを前提に、安定的な配当の継続を基本とし、株主還元に取り組んでおります。

第121期期末配当につきましては、株主還元方針に基づき、経営環境や業績の状況等を総合的に判断した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	普通株式1株につき 金 35円 その総額 1,240,283,030円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日	2026年6月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、丸山杉氏は2025年12月12日付で辞任により退任いたしました。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者とした6名の選任につきましては、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会で審議し、指名報酬委員会が取締役会に対して助言・提言を行っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	北爪 功 きたつめ いさお 男性	再任 代表取締役副頭取執行役員
2	岡部 晋 おかへ すずむ 男性	再任 取締役常務執行役員
3	鈴木信一郎 すずき しんいちろう 男性	再任 取締役専務執行役員
4	水口 剛 みずぐち たけし 男性	再任 社外 独立 取締役
5	齊藤三希子 さいとう みきこ 女性	再任 社外 独立 取締役
6	舟木 諒 ふなき りょう 男性	新任 社外 独立 —



1 北爪 功

再任

生年月日

1964年7月16日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式16,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当行入行	2019年 6月	取締役執行役員 リレーションシップバンキン グ推進部長、 リレーションシップバンキン グ戦略部部長
2008年10月	籠原支店長		
2013年 4月	伊勢崎支店長		
2016年 4月	執行役員伊勢崎支店長		
2016年 6月	執行役員リレーションシップ バンキング推進部長	2020年 6月	取締役専務執行役員
		2025年 6月	代表取締役副頭取執行役員 現在に至る

担当 人事部、監査部、コンプライアンス統括部、次世代システム推進部、
証券業務（内部管理統括責任者）

取締役候補者の選任理由

籠原支店長、伊勢崎支店長を務めるなど現場感覚に優れ、リレーションシップバンキング推進部門、総合企画部門、審査部門、人事部門、統合リスク管理部門、監査部門、コンプライアンス統括部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、2019年6月より取締役、2020年6月より取締役専務執行役員、2025年6月より代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



2 岡部 晋

再任

生年月日

1962年11月15日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式16,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2022年 6月	常務執行役員総合企画部長 兼東和銀行経済研究所長
2008年 6月	蓮田支店長		
2014年 7月	総合企画部副部長	2024年 6月	取締役常務執行役員 現在に至る
2018年 2月	総合企画部長		
2020年 1月	執行役員総合企画部長		

担当 総合企画部、総務部、財務経理部

取締役候補者の選任理由

総合企画部門、総務部門、財務経理部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに蓮田支店長を務めるなど、銀行業務全般に精通しております。また、2020年1月より執行役員、2022年6月より常務執行役員、2024年6月より取締役常務執行役員としてその職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。



3 鈴木 信一郎

再任

生年月日

1962年4月22日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式13,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	株式会社日本債券信用銀行入行（現 株式会社あおぞら銀行）	2018年 6月	執行役員国際部長兼事務統括システム部部长
2017年 6月	当行入行	2020年 6月	取締役常務執行役員
2017年 6月	国際部長	2025年 6月	取締役専務執行役員 現在に至る

担当 事務統括システム部、事務集中部、金融犯罪対策部、コンサルティング部（副担当）、次世代システム推進部（副担当）

取締役候補者の選任理由

リレーションシップバンキング戦略部門、国際部門、資金運用部門、事務統括システム部門、事務集中部門、金融犯罪対策部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、2018年6月より執行役員、2020年6月より取締役常務執行役員、2025年6月より取締役専務執行役員としてその職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。



4 水口 剛

再任

社外

独立

生年月日

1962年1月14日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式6,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	ニチメン株式会社入社	2008年 4月	高崎経済大学経済学部教授就任
1989年10月	英和監査法人入所	2017年 4月	高崎経済大学副学長・理事就任
1990年 9月	TAC株式会社入社	2019年 6月	当行社外取締役就任（現任）
1997年 4月	高崎経済大学経済学部講師就任	2021年 4月	高崎経済大学学長就任（現任） 高崎経済大学副理事長就任（現任） 現在に至る
2000年 4月	高崎経済大学経済学部准教授就任		
2001年10月	明治大学より博士（経営学）授与		

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

高崎経済大学の学長を務めており、環境省ESG金融ハイレベル・パネル委員、ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース座長、グリーンファイナンスに関する検討会座長、金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議座長、インパクトコンソーシアム会長を務めるなど、豊富な経験と幅広い識見を有しております。特にこうした専門的な経験や知見の観点から様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性の強化に貢献し、適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。



5 齊藤三希子

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月	株式会社電通入社	2025年 5月	株式会社ハイデイ日高社外取締役就任（現任）
2005年 3月	株式会社齊藤三希子事務所設立（現 エスエムオー株式会社）代表取締役就任（現任）	2025年 6月	当行社外取締役就任（現任）現在に至る
2021年 6月	株式会社バルカー社外取締役就任（現任）		

再任

社外

独立

生年月日

1975年8月10日生

所有する当行株式の種類及び数

普通株式200株

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

ブランド・コンサルティング会社の経営者として豊富なビジネス経験を持ち、特に、「パーパス」を起点とした「パーパス・ブランディング」に関しては専門的な知見を有しております。こうした経験や知見を活かして会社経営者の観点から様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性の強化に貢献し、適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。



6 舟木 諒

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 9月	外国法共同事業法律事務所 リンクレーターズ入所	2021年 4月	弁護士法人龍馬共同代表就任（現任） 現在に至る
2008年10月	おこのぎ法律事務所入所 （現：弁護士法人龍馬）		

新任

社外

独立

生年月日

1983年1月21日生

所有する当行株式の種類及び数

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

弁護士として高い見識及び法務全般に関する専門的知見を有しており、会社法務、消費者問題、破産申立・破産管財業務、成年後見業務、事業承継など幅広い分野で活躍しております。こうした経験や知見を活かし、様々な助言・課題提起を行い、取締役会における意思決定機能や監督機能の実効性の強化に貢献し、適切な役割を期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
- 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 - 水口剛氏、齊藤三希子氏、舟木諒氏は社外取締役候補者であります。
水口剛氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
齊藤三希子氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 - 当行は水口剛氏、齊藤三希子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
また、舟木諒氏についても、同氏の選任が承認された場合、上記契約を締結する予定です。
 - 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
 - 当行は水口剛氏、齊藤三希子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、舟木諒氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 - 齊藤三希子氏の戸籍上の氏名は青山三希子であります。
 - 齊藤三希子氏は、2026年6月25日付株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社フジテレビジョンの社外取締役に就任する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役加藤真一氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



※ た な か よ う こ
田 中 陽 子

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2000年10月	監査法人太田昭和センチュリー入所（現 EY新日本有限責任監査法人）	2010年11月	田中陽子公認会計士事務所代表（現任） 現在に至る
2005年 4月	公認会計士登録		

新任

生年月日

1973年4月7日生

所有する当行株式の種類及び数

社外監査役候補者の選任理由

公認会計士として経営全般における豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を当行の経営の監査に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
2. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中陽子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当行は、本議案において田中陽子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 当行は田中陽子氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
7. 田中陽子氏の戸籍上の氏名は北原陽子であります。

(ご参考)

取締役及び監査役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

氏名	経験・専門性									
	企業経営/ 経営戦略	法務/ コンプライアンス	リスク 管理	財務/ 会計	営業	企業審査/ 経営改善	市場運用	人事・ 総務/ 人材開発	IT/ デジタル	ESG/ サステナ ビリティ
取締役	北 爪 功	●	●	●	●	●	●	●		●
	岡 部 晋	●		●	●	●		●		●
	鈴 木 信一郎	●				●	●		●	
	水 口 剛 社外 独立	●	●		●			●		●
	齊 藤 三希子 社外 独立	●		●		●		●		●
	舟 木 諒 社外 独立	●	●	●			●			
監査役	櫻 井 裕 之	●	●	●		●	●	●	●	
	櫻 田 宣 之	●	●	●		●	●			
	齋 藤 純 子 社外 独立	●			●		●	●		
	田 中 陽 子 社外 独立	●			●		●	●		

※上記一覧表は、取締役及び監査役が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役（社外監査役を含む）の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。



はんば しょう
半場 秀

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年 4月	第一東京弁護士会登録	2010年 8月	島田法律事務所入所（現任）
1993年 4月	岩田合同法律事務所入所	2012年 3月	昭栄株式会社社外取締役
2004年 2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2012年 6月	当行補欠監査役（現任）
2010年 3月	キャタピラーージャパン株式会社社外監査役	2024年 6月	株式会社ツガミ社外取締役（監査等委員）（現任） 現在に至る
2010年 6月	SMBC債権回収株式会社社外取締役		

生年月日

1965年8月21日生

所有する当行株式の種類及び数

—

補欠の社外監査役候補者の選任理由

弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を当行の経営の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。
2. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 半場秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 半場秀氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 当行は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）。半場秀氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
6. 半場秀氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

メモ

メモ

メモ

定時株主総会会場ご案内図

株主総会は東和銀行本店2階大会議室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



会場

当行本店2階大会議室
前橋市本町二丁目12番6号 TEL 027-234-1111 (代)

交通

J R 前橋駅より徒歩15分